

【アメリカ】人身取引対策に関する連邦再授權法の制定

海外立法情報課 中川 かおり

* 2023年1月5日、連邦政府の人身取引対策に関して、2023会計年度から2028会計年度までの各年度歳出の再授權を行い、関連する改正を行う法律が制定された。

1 背景

アメリカでは、人身取引¹対策の核となる法律として、加害者の捜査・訴追、被害者の保護、外交政策等について定める2000年人身取引被害者保護法²が制定された。その後、5回の再授權法により、必要な歳出の授權が行われてきた³。2023年1月5日、2023会計年度から2028会計年度までの各年度歳出の再授權を行い、関連する改正を行う法律（以下「2023年再授權法」）が制定された⁴。この主な規定を紹介する。

2 主な規定

(1) 州の児童福祉機関と少年司法機関との間の協力促進のための補助金（42 U.S.C. § 628c）

保健福祉長官は、司法長官等と協力の上で、①州の児童福祉機関と少年司法機関の両者が捕捉するに至った青少年に関するデータ収集について、相互に協力するための補助金を両機関に支給し、②次のa及びbを満たす方針等を定める権限を有する。a.このような青少年の直面する課題に対処すること。b.この両機関が相互に運用可能なデータシステムを開発すること。

(2) 人身取引諮問委員会の存続期限の定めを削除（22 U.S.C. § 7103b）

人身取引諮問委員会（Advisory Council on Human Trafficking）は、8名以上14名以下の人身取引被害者（survivors）から成り、上級政策実施グループ（SPOG）⁵及び大統領の下に設置される人身取引監視対処省庁横断タスクフォース（PITF）⁶に対して助言と勧告を提供する。当該委員会の存続期限の定めを削除し、常設の委員会とする。

(3) 連邦契約サプライチェーンの監視に関する会計検査院長の報告書（P.L.117-348, § 121）

2024年6月1日までに、会計検査院長は、人身取引防止に関する連邦契約⁷サプライチェーン（供給網）の監視につき、次の事項を含む報告書を連邦議会に提出する。①連邦契約の相手

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年4月7日である。

¹ 性目的の人身取引と労働目的の人身取引の両方が人身取引対策の対象とされ、18歳未満の者が商業的性行為に誘導される場合には、暴行等の追加の要件なしに、直ちに性目的の人身取引に該当するとされている。

² Trafficking Victims Protection Act of 2000, P.L.106-386, Division A.

³ アメリカでは、予算は、授權法（authorization act）が要件・制約を定め、その下で歳出予算法（appropriation act）に基づき予算が支出されるという2段階により定められる。

⁴ Trafficking Victims Prevention and Protection Reauthorization Act of 2022, P.L.117-348. <<https://www.congress.gov/117/plaws/publ348/PLAW-117publ348.pdf>>

⁵ 関係連邦機関の上級管理職から構成され、人身取引監視対処省庁横断タスクフォース（次注）を支援し、連邦政府による様々な人身取引政策の調整を行う。中川かおり「アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状—外交政策等の取組を中心に—」『外国の立法』No.294, 2022.12, p.92.

⁶ 関係連邦機関の閣僚級職員から構成され、①人身取引年次報告書の準備において国務長官を支援し、②人身取引の出身地国、経由地国、目的地国との協力を促進する等を任務とする。同上「アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状—被害者の保護を中心に—」同上 No.287, 2021.3, pp.51-52.

⁷ 連邦機関が支給し、又は締結する補助金、契約又は協力協定をいう。

方の人身取引への関与を立証する監察総監⁸の報告書又は当該相手方の被用者に対する起訴状等の発出の通知を連邦機関の長が受領した場合等には、担当官⁹に事案を付託し、是正措置を講ずるとする規定¹⁰の遵守状況、②連邦機関が、連邦契約の相手方に、a)人身取引に関与すること、b)被用者の採用時に労働条件について虚偽の説明を行うこと等を禁止する規定¹¹の遵守状況。

(4) 連邦機関の職員による人身取引に関する方針の遵守 (P.L.117-348, § 122(c), (d)(3))

大統領は、次の事項を含む最低基準を定めた方針の連邦機関の職員による遵守を保障するために必要な措置を講ずる。①常勤又は非常勤として雇用される期間に人身取引に関与することの禁止、②人身取引のあっせんを禁止する倫理規範の十分な尊重、③人身取引犯罪を防止し、報告すること等のために必要な知識と手段の職員研修を通じた習得、④人身取引に関する違反行為が疑われる事案等につき所管する監察総監及び当該機関の人身取引窓口への通報。

当該方針は、2023年再授権法の制定日から18か月以内に定められるか、職員の行動規範に統合される。同制定日から2年後までに、上記の全ての連邦機関の職員が当該方針に署名する。

(5) 企業の人身取引対策を目的とする方針の採択に関する連邦議会の見解 (P.L.117-348, § 132)

連邦議会の見解 (sense of congress) により¹²、2023年再授権法の制定日から18か月以内に、アメリカに本社を置く、又はアメリカで事業を行う中小企業に該当しない企業は、書面により人身取引を禁止する方針を採択し、毎年これを更新すべきとされる。当該方針は、企業、被用者等による次の事項を禁止する。①人身取引に関与すること、②商品等の製造、販売等において強制労働を行わせること、③被用者の身元書類、入管関係書類の破棄、没収等を行うこと、④被用者の採用時に労働条件について虚偽の説明を行うこと、⑤被用者の採用が行われる国の労働法を遵守しない人材採用担当者を用いること、⑥安全基準を満たさない住宅を提供すること、⑦被用者が理解できる言語による雇用契約書等を提供しないこと。

(6) 歳出の授権、再授権 (22 U.S.C. § 7110, P.L.117-348, § 202)

①保健福祉長官による歳出の授権の対象に、前掲2(1)で述べた補助金を加える。②合衆国市民又は永住権者である人身取引被害者を支援するプログラム (22 U.S.C. § 7105(f)) に対し、2023会計年度から2028会計年度までの各年度 (以下「各年度」) に、保健福祉長官に従来どおり800万ドル¹³の歳出を、司法長官に従来どおり1100万ドルの歳出を再授権する。③アメリカに滞在する外国人の人身取引被害者を支援するプログラム (22 U.S.C. § 7105(b)) に対し、各年度に、労働長官に従来どおり500万ドルの歳出を再授権する。④各年度に、国土安全保障長官に従来どおり1000万ドルの歳出を再授権する。このうち各年度に200万ドルが、国土安全保障省人身取引対策センター¹⁴に労働目的人身取引捜査チームを設置するために提供される。また、1930年関税法第307条¹⁵の規定に基づき、強制労働等により製造される製品の輸入の取締りを強化するために、各年度に、同省税関国境警備局長に2000万ドルの歳出を授権する。

⁸ 連邦機関等のプログラム及び業務に関連した監査及び捜査並びにその監督を行うために、この機関等に置かれる独立した職位をいう。東信男「検査要請と米国会計検査院 (GAO)」『会計検査研究』35号、2007.3、p.154。

⁹ 連邦資金の浪費及び濫用を防ぐために、適切ではない契約者と事業を行うことを回避することに責任を負う職員。

¹⁰ 22 U.S.C. § 7104b(c)(1)。翻訳は、中川 前掲注(5)、p.101。なお、事案の担当官への付託は、従来は是正措置の1つであったが、2022年の改正 (P.L.117-211) により、全ての事案を当該担当官に付託することとされた。

¹¹ 48 C.F.R. § 52.222-50。解説は、同上、pp.68-69。

¹² 連邦議会の見解は法的拘束力を有しないが、将来の法改正の予告ともなり得るために影響力を持つ。

¹³ 1ドルは133円 (令和5年4月分報告省令レート)。

¹⁴ 2022年12月27日制定の法律 (P.L.117-322) により設置された機関である。本誌 No.295-2, 2023.5, p.23 参照。

¹⁵ 19 U.S.C. § 1307。解説は、中川 前掲注(5)、pp.60-62。